

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和3年6月4日（金）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 15 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 16 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 17 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類	定例総会		
1. 総会の期日	令和3年6月4日(金)		
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室		
3. 農業委員の定数	13名		
4. 総会に出席した農業委員の数	12名		
会長(議長)	14番	杉山 篤勇	
委員	1番	稗苗 史絵	2番 小坂 義則
	3番	宮坂 博一	5番 住田 賀津彦
	6番	関口 卓司	7番 大崎 章博
	9番	高橋 順子	10番 松田 治之
	11番	北田 直喜	12番 谷越 彦茂
	13番	石坂 誠一	
5. 総会に欠席した農業委員の数	1名		
	8番	金坂 隆男	
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	3名		
	下中島地区	吉崎 道隆	上中島地区 石川 道範
	片貝地区	山城 良昭	
7. 議事録署名委員			
	10番	松田 治之	11番 北田 直喜
8. 総会に出席した職員			
	事務局長	矢野 道宝	庶務係長 高森 玲子
	主任	中尾 能成	主任 井口 健太郎
	主事	横田 悠介	

【開 会：午後1時30分】

議長： それではただ今から令和3年度6月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員13名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、10番松田委員、11番北田委員にお願いいたします。

議案第15号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第15号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目の説明概要をご覧ください。今月の4条申請は1件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは3ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第15号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

5番： 現地確認をしてきました。事務局から説明があった通りです。堤防道路拡張に伴う残地ということですが、面積が少し多い気がしますが、形状的にやむを得ないかと思えます。雨水排水は問題なく、隣接耕作者からの同意も得ており適正な申請かと思えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に無いようならば、申請通り意見決定でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第15号は意見決定いたします。

議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第16号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は3件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは6ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第16号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

13番： 既存駐車場は大変狭く、入居対象者が家族の場合、最低2台分の駐車スペースが必要ということで、今回の申請になりました。申請地は圃場整備の実施エリアから外れており、隣接耕作者の同意も得てありますので問題ありません。

議長： 2番については、金坂委員が欠席のため、事務局から説明願います。

事務局： 金坂委員より事前に意見を承っておりますので報告致します。
以前から申請者が所有する駐車場が手狭であることは確認しており、今回の転用については、特に問題ないとのことです。

7番： 先月あった案件と同様のものです。隣接耕作者ですが、捺印は拒否しましたが、宅地分譲への転用は異議なしということですので、特に問題はないかと思えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に無いようならば、申請通り意見決定でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第16号は意見決定いたします。

議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について説明いたします。

本議案には宮坂委員に関わる案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事には参加できませんので、退席いただきます。

(宮坂委員退席)

今月の案件は全て富山県農林水産公社農地中間管理機構を通した転貸となっております。9ページからが一覧表になります。

今月の案件は8件、27筆、46,570㎡になります。内訳は一覧表のとおりです。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。

議長： 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

7番： 中間管理機構が仲介した場合の契約はどのような仕組みですか。

事務局： 契約は地権者と中間管理機構で一つ、中間管理機構と耕作者で一つ、二つの契約で1セットとなっております。

議長： 他に意見はありませんか。

(「無し」の声あり)

議長： それでは、申請通り決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第17号は決定いたします。

(宮坂委員入室)

議長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・農地利用最適化業務活動日誌、農業委員会活動記録簿の書き方について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時45分】

【別添】

農地法第4条調査書

議案第15号 受付番号1番

申請者		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね20haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業実施区域内農地であり、農地の区分は第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	既存墓地は、周囲が杉の木に覆われ裏山も迫っており、墓までの通路はあぜ道で、容易に管理ができない状態になっていることから、墓を移設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画であり、申請書に通帳の写しを添付しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み	申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、墓地を建設するにあたり、市民課に墓地経営許可申請書を提出されており、許可見込みがあることを確認しています。	
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、墓地敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は墓地として利用する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界にはコンクリート壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。 生活雑排水は発生せず、雨水については、隣接の側溝へ排水する計画であり、問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第16号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地はおおむね90haの一団の農地の中にあり、かつ、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	譲受人が経営する共同住宅の既存駐車場は、奥行きが浅く駐車スペースが不足していることから、駐車場6台分の拡張を計画しています。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場の造成が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界にはコンクリート擁壁を設置し、被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は発生せず、雨水は隣接の水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第16号 受付番号2番
(賃借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね28haの一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断します。 転用許可基準は既存地拡張です。	
転用目的	賃借人は土木工事関係の業務を行っていますが、駐車場が狭く業務に支障をきたしていることから、駐車場9台分の拡張を計画しています。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場の造成が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界にはコンクリート擁壁を設置し、被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は発生せず、雨水は隣接の側溝へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第16号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種中高層住居専用地域）が定められた市街地の区域内にある農地であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は原則許可です。	
転用目的	申請地の魚津駅西地区には共同住宅が多くあります。住み慣れた同地区に新たに戸建て住宅を建てるべく土地を求めるケースが多くあり、その需要に応じて3区画の宅地分譲地を販売する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、宅地分譲敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、農地法施行規則第47条第1項第5号への規定に該当するものであり、問題ないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設置し、隣接農地等に被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は近くの用悪水路へ放流する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		